

令和3年4月吉日

保護者の皆さまへ

名古屋市立工業高等学校
生活指導部

自転車保険の加入について（お願い）

自転車は手軽で便利な乗り物であり、子どもから高齢者まで多くの方に利用されていますが、一方で交通ルールを守らない自転車利用者も多く、社会的に問題になっています。また、近年自転車事故で相手方を死傷させた場合に、高額の損害賠償を命じる判決が相次いでいることから、自転車の安全利用に関する関心が高まっています。

そのため、名古屋市では自転車の安全で適正な利用を促進し、交通事故の減少を図るとともに、自転車事故による被害者の保護を図るため、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定されました。被害者の保護を図るため、また、損害賠償責任を負ったときの経済的負担の軽減を図るためにも、自転車損害賠償保険等に加入していただきますよう、よろしくお願いいたします。

自転車損害賠償保険等への加入が義務となりました

（平成29年10月1日施行）

【自転車損害賠償保険等とは】

自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することを約する保険または共済のことをいいます。自転車事故による損害賠償責任を補償する保険は、自転車向け保険のほか、自動車保険や火災保険の特約、会社等の団体保険、PTA 団体保険など様々な種類があります。保険により保険期間は様々です（1年で終了する保険もあります）。保険期間をご確認ください。

【自転車損害賠償保険に加入しているかを確認】

自転車事故による損害賠償責任が現在加入している保険の補償範囲に含まれているかについて、確認をお願いいたします。保険証券がある方は、お手元にご用意いただき、裏面のチェックシートでご確認ください。（名古屋市のホームページよりダウンロード）

この件に関するお問い合わせ先
☎（052）361-3116
名古屋市立工業高等学校
生徒指導主事 宮崎 武幸